

北見合唱連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称、事務局)

本連盟は、北見合唱連盟（以下連盟と略称）と称し、事務局を北見市内に置きます。

第2条 (目的、事業)

連盟は、加盟合唱団相互の連絡を密にして親睦と技術の向上を図り、よって北見音楽文化の向上を寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行います。

- 1、年間1回以上の交歓発表会（合唱祭）。
- 2、研修会、または交歓のための懇談会。
- 3、相互の楽譜の交換、または斡旋。
- 4、合唱普及のための各種事業。
- 5、練習場の問題解決。
- 6、その他必要と認めたる事業。

第3条 (組織)

連盟は、北見地方に所在する合唱団によって組織します。

第2章 役員

第4条 (種類、任期)

連盟には次の役員を置き、その任期は2年とします。但し、再選は妨げませんが、以下の役職に上限を設けます。

【理事長、副理事長、事務局長、事務局次長】

- 1、理事長・・・1名
- 2、副理事長・・・若干名
- 3、事務局長・・・1名
- 4、事務局次長・・・若干名
- 5、専門部部长・・・若干名
- 6、常任理事・・・若干名
- 7、理事・・・若干名
- 8、監事・・・2名

第5条 (任 務)

- ・ 理事長は連盟を代表し、その事務を統括します。
- ・ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその任務を代行します。
- ・ 事務局長、事務局次長、専門部部长は、理事長及び理事会の決定に従い事務を行います。
- ・ 常任理事、理事は理事会を構成し、連盟の運営を審議し、業務の遂行にあたります。
- ・ 監事は、会計を監査します

第6条 (選 任)

理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、監事は総会の承認をうけることとします。

常任理事、理事は総会において、加盟合唱団の推薦者及び必要に応じて理事長が委嘱するものから選任し、専門部部长は部会で互選により選出します。

第7条 (顧 問)

顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱し、総会、理事会に出席して意見を述べるすることができます。

第3章 会 議

第8条 (総 会)

連盟の運営に関する下記の重要事項は、総会に付議し決定します。

- 1、規約の改正。
- 2、役員を選任及び承認。
- 3、事業計画及び事業報告
- 4、予算及び決算。
- 5、その他重要と認められる事項。

第9条 (召 集)

総会は定例として1月に、また必要と認められるときは、臨時に、理事会の承認を得て理事長が召集します。

第10条 (議 決)

総会は定数の1/2以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成により議決します。

第11条（理事会・常任理事会）

理事会及び常任理事会は、理事長が随時招集し、過半数の出席で、成立します。

1、理事会

2、常任理事会

第12条（役員会）

役員会は4役で構成し、理事長が随時召集し、過半数の出席で成立します。

なお、必要に応じ専門部部長等を出席させることができます。

第13条（役員選考委員会）

連盟役員選考のため、役員選考委員会を設置することができます。

第4章 財 政

第14条（負担金）

連盟の経費は、負担金その他を以ってこれに充てます。

第15条（種類、任期）

連盟の会計年度は、1月1日より12月31日までとします。

第5章 附 則

第16条（細 則）

本気役の施行に必要な細則は、別に理事会で定めます。

第17条（施 行）

この規約は、1958年9月7日より施行します。

【一部改正】1990年1月28日

【一部改正】2006年1月29日

【一部改正】1997年2月1日

【一部改正】2008年1月26日

【一部改正】2004年2月7日

【一部改正】2011年1月29日

【一部改正】2015年1月24日（細則の1） 【一部改正】2017年1月27日（細則の1）

【一部改正】2019年1月26日（細則の1）

【北見合唱連盟規約/細則】

- 1、役員任期の上限を以下の通りとする、但し、運営上やむを得ない場合はこのかぎりではない。
理事長・事務局長 2年×3期＝6年以内
副理事長・事務局次長 2年×2期＝4年以内
- 2、役員、専門部の分掌事項（第5条関係）
〈副理事長〉専門部を担当し、実行委員長として事業実行にあたります。
〈事務局長〉連盟の窓口として専門部を統括して執行に当たり、「全日本合唱連盟」関係を担当します。
〈事務局次長〉事務局長を補佐し、連盟の会計を担当します。
〈事務局員〉事務局長の指示をうけて事務を分担します。
〈企画部員〉「合唱祭」、「その他行事」の企画・立案を担当します。
〈研修部員〉「合唱講座」など、研修関係を担当します。
- 3、加盟合唱団からの推薦者は3名とします（第6条関係）
- 4、総会は、役員と各合唱団代表者若干名とで構成します（第8条関係）
- 5、役員選考委員会のメンバーは、A会員合唱団から各1名と役員若干名とします。
- 6、負担金は、1団体/A会員（一般）は年間6,000円、B会員（中学校・高等学校・北見市以外の合唱団で希望する会員）は年間4,000円とします（第14条関係）
- 7、連盟書類・資料等の保存年限を5年とする。
ただし、廃棄書類の対象は「一般書類」「資料」「決算関係書類」だけとし、全日本関係や道支部関係の書類や、今後周年行事に必要と思われるものは残しておく。
（各種写真、音源、記念誌など）